

## 県意見の概要

### 1 届出概要

- (1) 店舗名称 大仁ファッションモール
- (2) 届出日 令和6年3月28日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
  - ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - ・駐車場の位置及び収容台数
  - ・駐輪場の位置及び収容台数
  - ・荷さばき施設の位置及び面積
  - ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・駐車場を利用できる時間帯
  - ・駐車場の出入口の数及び位置

### 2 審査の結果

県意見なし

### 3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく 県の考え方

#### (1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

#### (2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

#### (3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

#### (4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

※ 県意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。